

足利市木造住宅耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、耐震診断を促進することにより、災害に対する市民の防災意識の向上を図るとともに、災害に強い安全なまちづくりに資するため、木造住宅の耐震診断に要する経費の一部を予算の範囲内において補助するものとし、その交付に関しては、足利市補助金等交付規則（平成19年規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の建築物の耐震診断の指針に基づいて行う耐震診断又は同ただし書きの規定に基づき、国土交通大臣が指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって行う耐震診断をいう。
- (2) 耐震診断士 社団法人栃木県建築士事務所協会が主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」又はこれと同等と市長が認めるものを受講し、受講修了書の交付を受けた建築士をいう。
- (3) 補助金 足利市木造住宅耐震診断事業補助金をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、市内にある住宅で次の各号に掲げる要件をすべて満たす住宅とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された木造二階建て以下の一戸建て住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用途に供しているものを含む。）
- (2) 在来軸組工法により建築された住宅
- (3) 賃貸を目的としない住宅
- (4) 所有者又は当該所有者の2親等以内の親族が居住していること（耐震改修等の後に所有者又は当該所有者の2親等以内の親族が居住する場合を含む。）
- (5) 初めて本要綱による補助対象となる住宅
- (6) 耐震診断の事業に着手していないこと

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有するもので、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 補助対象住宅を所有する個人（共有を含む。）又は補助対象住宅に居住する所有者の2親等以内の親族のうち、当該事業に係る契約者
- (2) 本要綱による補助金を初めて受ける者であること（ただし、耐震診断を実施した後に補強計画を策定する場合は除く。）

(3) 国税・県税・市税を滞納していないこと（申請者が補助対象住宅の所有者でない場合は、当該所有者を含む。）

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、次の表のとおりとする。

耐震診断士が行う下記の診断

費用の内容	補助率	限度額
耐震診断に要する費用	2 / 3	64,000円

ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、木造住宅耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）、補助金受領口座に係る申出書(参考様式)その他市長の必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により交付申請書が提出されたときは、速やかに当該申請書の内容を審査し、その結果を交付決定通知書（様式第2号）又は交付申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更等)

第8条 申請者は、第6条に規定する交付申請書の内容を変更又は中止しようとするときは、交付申請変更・中止届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書の提出があったときは、前条の規定を準用する。

(耐震診断等の実施)

第9条 交付決定通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知書を受け取った日から60日以内に耐震診断に着手するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 補助決定者は、耐震診断が完了したときは、速やかに交付請求書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断報告書の写し
- (2) 耐震診断契約書及び耐震診断費用の領収書の写し

(交付決定の取消・返還)

第11条 市長は、補助決定者が、次の各号の一に該当するときは、交付が決定されている補助金の全部若しくは一部を取り消し、また既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を交付決定取消通知書により、命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

2 補助決定者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、前項の通知書に記

載のある期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

(有効期限)

この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

足利市長 あて

申請者 住所
氏名
電話

年度木造住宅耐震診断補助金交付申請書

木造住宅耐震診断等を実施するにあたり、足利市木造住宅耐震診断補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付申請します。

記

申請内容	耐震診断
住宅所在地	足利市
所有者	住所 氏名
住宅建築年月日	年 月 日（建築確認 年 月 日）
住宅の規模	地上 階
面積	1階 _____ m ² 2階 _____ m ² 合計 _____ m ² （住宅部分の面積 _____ m ² ）
診断等の費用	
補助金の予定額	
居住（予定）者	氏名

補助金の交付申請を審査するに当たり、市税の納付状況及び家屋の所有状況等について調査をすることに同意します。

国税、県税について、未納の税がないことを申告します。

未納の税があることが判明した場合には、補助金を全額返納することを誓約します。

添付書類

- 1) 補助金受領口座に係る申出書
- 2) その他市長の必要と認める書類

参考様式

補助金受領口座に係る申出書

年 月 日

足 利 市 長 あて

申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付けで交付申請した、足利市木造住宅耐震診断補助金については、事業が完了し、当該補助金の額が確定した場合は、下記の口座に確定した補助金の全額を振り込まれるよう申し出ます。

振込先

金融機関名		本店・支店名 (ゆうちょ銀行は 店番号)	
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義	フリガナ		

※この申出書の提出後に振込先を変更する場合は、再度当該申出書を提出してください。

様式第2号（第7条関係）

足利市指令都建指第 号
年 月 日

様

足利市長 印

年度木造住宅耐震診断補助金交付決定通知書

年 月 日付で、申請がありました住宅に関する耐震診断の補助については、足利市木造住宅耐震診断補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 申請者

住 所
氏 名

2. 住宅の所在地

足利市

3. 補助内容

耐震診断

4. 補助金の額

円

5. 交付条件

- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 足利市補助金等交付規則及び足利市木造住宅耐震診断補助金交付要綱の規定に従うこと。

様式第3号（第7条関係）

足利市指令都建指第 号
年 月 日

様

足利市長 印

年度木造住宅耐震診断補助金交付申請却下通知書

年 月 日付で、申請がありました住宅に関する耐震診断の補助については、足利市木造住宅耐震診断補助金交付要綱第7条の規定により審査した結果、補助金の交付は、下記のとおり適当と認められないので通知します。

記

1. 申請者

住 所
氏 名

2. 住宅の所在地

足利市

3. 申請内容

耐震診断

4. 交付申請却下の理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

足 利 市 長 あて

申請者 住所
氏名
電話

年度木造住宅耐震診断補助金交付申請変更・中止届出書

木造住宅耐震診断補助金交付申請書について下記のとおり（変更・中止）しますので、足利市木造住宅耐震診断補助金交付要綱第8条の規定に基づき提出します。

記

所在地	足利市
通知書番号・年月日	指令都建指第 号 年 月 日
変更内容・中止の理由	

* 交付決定後に変更・中止をするときは、交付決定通知書を添えて提出してください。

年 月 日

足 利 市 長 あて

申請者 住所
氏名
電話

年度木造住宅耐震診断補助金交付請求書

年 月 日付、指令都建指第 号で補助金交付決定を受けた住宅の耐震診断が完了したので、足利市木造住宅耐震診断補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1. 補助金交付決定額

円

2. 補助対象住宅の所在地

足利市

3. 耐震診断士

4. 耐震診断期間

開始 年 月 日

終了 年 月 日

補助金支払先

金融機関名		本・支店名	
預金の種類	1. 普通	2. 当座	
フリガナ 口座名義人		口座番号	

添付書類

- 3) 耐震診断報告書の写し
- 4) 耐震診断契約書の写し
- 5) 耐震診断費用の領収書の写し

様式第6号（第11条関係）

足利市指令都建指第 号
年 月 日

様

足利市長

年度木造住宅耐震診断補助金交付決定取消通知書

年 月 日付指令都建指第 号で補助金の交付決定をしましたが、
足利市木造住宅耐震診断補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金交
付決定を取り消します。

また、既に補助金が交付されているときは、返還を命じます。

記

1. 取り消しの理由

2. 取消・返還区分及び範囲

区分（取消・取消及び返還）

範囲（全部・一部）

（ ）

3. 返還額

4. 返還期限 年 月 日